**指定一般相談支援事業所**

**「地域移行支援・地域定着支援」重要事項説明書**

この重要事項説明書は、当事業所と指定一般相談支援に関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第７６条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意頂きたいことを説明するものです。

|  |
| --- |
| * 本事業所では、利用者に対して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援サービスを提供します。
 |

１．事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 代表者氏名 |  |
| 設立年月日 | 令和　年　月　日 |

２．事業所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の種類 | 指定一般相談支援事業所令和　　年　　月　　日　　指定　和歌山市第　　　　　　　　　　　号指定特定相談支援事業所令和　　年　　月　　日　　指定　和歌山市第　　　　　　　　　　　号指定障害児相談支援事業所平成　　年　　月　　日　　指定　和歌山市第　　　　　　　　　　　号 |
| 事業の目的 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業 |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所の所在地 |  |
| 電話番号 |  |
| 管理者氏名 |  |
| 事業所の運営方針 | 障害のある方が、住み慣れた地域で豊かな生活がおくれるよう、ニーズをしっかり把握し、福祉サービスにつなぐサポートをします。 |
| 開設年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 事業所が行っている他の業務 | 指定特定相談支援、指定障害児相談支援、 |

３．事業実施地域

|  |
| --- |
| 和歌山市、●●●市 |

４．営業時間

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | 月曜日～金曜日（ただし、国民の祝日、法人の定める休日を除く） |
| 営業時間 | 午前　時　　分～午後　時　　分 |

５．職員の体制

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　　種 | 職務の内容 | 人数 |
| １．管理者 | 従業員の管理、指定相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理 | 　名 |
| ２．相談支援専門員 | 利用者に対し、必要な支援を行う他、地域移行支援、地域定着支援に従事する者への助言等 | 　名 |
| ３．地域移行支援・地域定着支援に従事する者 | 地域移行支援計画の作成や計画に基づく利用者への直接支援 | 　名 |

６．当事業所が提供するサービスと利用料金

（１）サービス内容（利用契約書　第３条、第４条参照）

ア．地域移行支援

①地域移行支援計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、地域移行支援計画を作成します。

＜地域移行支援計画の作成の流れ＞

|  |
| --- |
| 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、又は、利用者及び家族等に面接して、利用者及び家族の置かれている状況、利用者の希望する生活、解決すべき課題等を把握し、支援全般にかかわる「サービス等利用計画」を作成します。 |

|  |
| --- |
| 「サービス等利用計画」に基づき、指定一般相談事業所の相談支援専門員又は地域移行支援・地域定着支援に従事する者が、サービス利用計画の内容及び利用者及びその家族の生活に対する意向を踏まえ、地域移行に必要な援助の方針、解決すべき課題、その達成時期、相談支援専門員又は地域移行支援に従事する者が行う支援内容等を記載した「地域移行支援計画」の原案を作成します。 |

|  |
| --- |
| 相談支援専門員又は地域移行支援・地域定着支援に従事する者が、作成した地域移行支援計画の原案に盛り込んだ支援内容等について、給付費等の対象となるか否かを区分した上で、原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定するものとします。 |

以上の計画に基づき、

②入所施設や精神科病院への訪問による利用者に対する相談及び援助を行います。

③障害福祉サービス事業の体験的な利用等に係る同行による必要な支援を行います。

④一人暮らしに向けた体験的な宿泊に係る支援を行います。

⑤地域移行支援計画の変更

　利用者が地域移行支援計画の変更を希望した場合、または事業者が地域移行支援計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とサービス等利用計画を作成した相談支援専門員との調整を図り、利用者双方の合意に基づき、計画を変更します。

1. 地域定着支援

居宅において一人暮らししている利用者に対する相談等のサポートについて、関係職との調整を図り、以下の支援を行います。

　　①地域定着支援台帳の作成

　　②利用者に対する常時の連絡体制の確保

　　③緊急時における一時的な滞在等による支援

ウ．前号の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成２４年３月１３日厚生労働省令第２７号）に定める内容

（２）利用料金（利用契約書　第５条参照）

①指定相談支援サービスに関する利用料金は、障害者総合支援法及び市町村の定めるとおりとします。

②交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

③利用料金のお支払い方法

上記②の料金は、一か月ごとに計算し、ご請求します。お支払い方法は、個別に相談させていただきます。

７．サービスの利用に関する留意事項

サービス提供を行う相談支援専門員

　　　サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交代する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

８．サービス実施の記録について

　本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は利用者の負担となります。）保存期間は、サービスを提供した日から５年間です。

９．苦情の受付について

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所利用相談窓口 | 窓口担当者　　：紀州　花子苦情解決責任者：和歌山　一郎受付時間　　　：平日　８：３０～１７：００※窓口担当者の不在時は、他の職員に申し出てください。窓口担当者より折り返し、ご連絡させていただきます。 |
| 第三者委員 | 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員を設置しています。氏　名：　□□　○○　　（○○地区民生委員）　連絡先：　○○○－△△△－□□□□　　　　　　　　　氏　名：　○○○　□□　（社会福祉法人☆☆☆会）連絡先：　△△△－□□□－○○○○　 |
| 和歌山市役所障害者支援課 | 所 在 地：和歌山市七番丁２３番地電話番号：０７３－４３５－１０６０Ｆ Ａ Ｘ：０７３－４３１－２８４０受付時間：平日　８：３０～１７：１５（木曜日のみ１９：００まで） |
| 和歌山市保健所保健対策課 | 所在地　和歌山市吹上5丁目2番15号電話番号 073-488-5163（こころの医療福祉グループ）ＦＡＸ 073-431-9980受付日・時間　月～金8:30～17:15 |
| 和歌山県福祉サービス運営適正化委員会 | 所 在 地：和歌山市手平２丁目１－２　県民交流プラザ和歌山ビッグ愛７階　電話番号：０７３－４３５－５５２７Ｆ Ａ Ｘ：０７３－４３５－５５８４相談受付時間：平日　９：００～１７：３０ |

１０．サービス提供開始予定年月日

|  |  |
| --- | --- |
| サービス提供開始予定年月日 | 令和　　　年　　　月　　　日 |

令和　　　　年　　　　月　　　　日

指定一般相談支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

（事業所）

（職氏名）

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定一般相談支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者

（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）

利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者

（住所）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（続柄）